## 各機関が講じた措置の状況

## 1 指摘事項の措置

指摘事項のあった機関1機関(1件)

	機関名	項目	指摘内容	回答があった主な措置
1	障害福祉課	収入	及び会計令第5条に基づき翌年度の4月 30日限りとされており、令和元年度分の当 該国庫補助金については、令和2年4月 30日までにシステムを用いて支出決定決 議書を作成しなければならなかったが、期	(発生原因の検証結果) 国庫補助金受入に係る事務処理誤り 主な要因 ・国庫支出金の会計事務に対する理解が不足 ・ミスを未然に防ぐチェック体制が不十分 ・国から法定受託している国庫支出金の支出について、 組織的かつ統一的に未然防止する仕組みがない状況 (今後の対応策等) 令和2年6月3日、令和2年度予算の過年度支出として 対応していただけるよう、厚生労働大臣に要請を行った。 そうしたことから、令和2年度厚生労働省予算の過年度 支出により、令和3年3月30日収納済となっている。 再発を防止するため、年度末から翌年度にかけて複数 名で確認を行うなど、これまで以上に庁内の関係機関、 市町村と連絡・調整を行い、事務処理ミスの未然防止を 徹底している。

## 2 指導事項の措置(主なもの)

指導事項のあった機関63機関(93件)

項目	信 <del>得 事</del> 垻 <i>のめ</i> つに機関63機関(93 指導内容	回答があった主な措置
-81	○予算にかかる事務が適切に行われ	(発生原因の検証結果)
予算 (1件)	ていなかったもの(1件) [県民安全協働課] 国からの受託業務である地域人権 啓発活動活性化事業(人権啓発推進事 業費)について、予算の議決前に国に 請書を提出していた。	本事業に関する事務手続きを定めている「人権啓発活動地方委託要綱」によると、国からの委託申入れに対し県が承諾した時は、請書を「申し入れを受けた日から起算して14日以内」に提出することとなっているが、受けた日を国からの通知日と解釈しており、請書の提出日が予算議決前になっていた。 (今後の対応策等)
		請書の提出は、予算議決後の日付とする。
収入 (44件)	○収入未済があったもの(39件) [中北農務事務所] 歳入について、次のとおり収入未 済があった。 工事契約解除に伴う前払金返還利 息 令和元年度分 先数 1件 29,672円	(発生原因の検証結果) 当事務所発注の工事を受注した事業者が倒産したことから、工事の出来 高と契約解除に伴う違約金等を相殺したところ、前払金返還利息金が発生 し、破産管財人に書面にて請求したが、未済となった。 (今後の対応策等) 令和2年12月10日、破産手続が異時廃止とされたことから、山梨県 債権回収及び処理マニュアルに基づき、徴収停止手続を行う。
	○山梨県補助金交付要綱第10条に 定める額の確定が行われていなかっ たもの(1件)	(発生原因の検証結果) 山梨県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱に対する認識不足があっ た。
支出 (4件)	[衛生薬務課] 山梨県生活基盤施設耐震化等補助 金における全額が翌年度に繰り越さ れた事業について、補助金交付要綱 第9条に定める事業が翌年度にわた るときに知事に提出するものとされ ている年度終了実績報告書が提出さ れておらず、また、補助金交付要綱 第10条に定める額の確定が行われ ていなかった。	(今後の対応策等) 山梨県生活基盤施設耐震化等補助金における翌年度に全額が繰り越された事業については、補助金交付要綱第9条に定める実績報告書を補助対象事業者に提出させ、補助金交付要綱第10条に定める額の確定をすることとする。 また、この内容について職員間の引継ぎを徹底することで、再発防止に努める。
給与 (10件)	○諸手当の支給に係る事務が適切に 行われていなかったもの(7件) 「森林環境総務課」 同一、1週間の動務時間が38時間当合を間の動務時間当合を間が38時間当合を関係を25/100のからに25/20ののからででである。 りの給与に25/20ののからででである。 りの給与に25/20ののからでである。 りの治さがあった。 の数の週間ではある。 の数の週間ではある。 の数の週間ではある。 の数ののではある。 の数ののではある。 の数ののではある。 の数ののではある。 の数ののではある。 の数ののではある。 の数のではある。 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、	(発生原因の検証結果) 勤務状況システムにより作成される「振替代休個人集計」により、振替 等の勤務状況を確認していたが、十分な確認が行えていなかった。 (今後の対応策等) 今年度は、週休日・休日勤務を行った職員については、勤務状況を的確 に把握できる整理表を作成し、時間外勤務の25/100の支給対象にな るか否かの確認を確実に行うとともに、複数人で確認作業を行うこととし ている。 なお、過大支給分については、該当職員から返還対応済みである。
物品 (5件)	○物品管理が適正に行われていなかったもの(5件)  「文化振興・文化財課]  令和元年度の行政監査において、県指定文化財である化石7点が所在7点が所在7場と指摘されていたが、令和2年度の定例監査においても化石6点の所在は依然不明であった。	(発生原因の検証結果) 当該備品は、平成6年に県に寄贈されたものであるが、寄贈の手続きにおいて、台帳記載などが適切に行われなかったため、全てが学術文化財課に引き渡されていないにもかかわらず、その状況が把握できないまま今日に至ったものと思われる。 不足する事実に、早い段階で対応できなかったのは、毎年行っている備品の現品確認の際に、箱に収容されている備品全てについて梱包を解いて個別に確認すべきところこれを怠っていたこと、また、現品確認とは別の機会に、当該備品の調査が行われた記録が確認できたが、課内での情報共有や引き継ぎが行われず、組織的な対応がとられていなかったことなどである。  (今後の対応策等) 今後の対応策等)
		判明した後、県ホームページにおいて、また、国、都道府県、県内市町村、県内博物館施設、県立高校、県内大学等に情報提供を呼びかけたところ、7点のうちの1点が発見された。また、所在不明の化石ではなかったものの、これまで5件の情報が寄せられたところである。 引き続き、情報提供を呼びかけていくが、次年度までに有力な情報が得られない場合には、当該備品の登録削除を検討する。

財産 (11件)	○取得用地に未登記のものがあった もの(10件) [中北建設事務所(本所)] 取得用地に未登記のものがあっ た。 過年度分 75筆 令和元年度分 47筆 合計 122筆	(発生原因の検証結果) 令和元年分の47筆については、売買契約の締結が年度末であったため、 年度内に登記処理を行えなかったものであり、現在全て登記処理は完了し ている。 (今後の対応策等) 過年度の未登記案件については、「過年度未登記処理方針」等に基づ き、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図ってい く。
契約 (4件)	○契約書の記載内容に不備があったもの(4件) 「観光振興課」 やまなし大使名刺作成に係る契約において、見積合わせは支出負担行為伺いにより行われるべきところ、執行伺いにより行われていた。  ○重点事項(業務委託契約)に関す	(発生原因の検証結果) 契約に係る手順についての把握及びチェックが不十分であった。 (今後の対応策等) 今年度における契約においては、手順を複数人で再確認し、正しい手順で見積書を徴した。今後において同じようなことがないようチェックを強化し、再発防止に努める。
重点事 項 (14件)	る事務が適切に行われていなかったもの(2件) [情報政策課] 業務委託契約について、次のとおり不備務委託契約について、次のとおり不開務会計システム維持管理事業務委託契約書の個人受託契訴を再委託業者を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	(全生原因の検証結果) ①当該業務開始時に責任者や従事者及びセキュリティ事項等の確認を対面にて実施していたが、業者による届け出がないことを見落としていた。②当該業務は、グループウェア保守業務の一環だが、業務の性質上別途契約をしているものである。グループウェア保守業務の契約時に届け出がないことを見落としてしまっていたが、当該業務の契約時に届け出がないことを見落としてしまっていたが、当該業務においても業務開始時に責任者や従事者及びセキュリティ事項等の確認を対面にて実施している。③この契約は一人一台パソコンが故障した場合の修繕業務を委託するもので、数量が確定していない契約のため単価契約としている。単価を税抜価格としていたことにより、違約金算出の基になる金額が消費税を含まない内容となっていた。 (今後の対応策等) ①対面での確認を継続するとともに、今後は届け出がされていることも確認する。 ②対面での確認を継続するとともに、今後は届け出がされていることも確認する。 ③今後は契約書の当該条項について、消費税及び地方消費税相当額を含む契約金額を基にしているかの確認を徹底する。

監査結果の報告及び公表に係る法令の規定

監査結果に基づく措置(地方自治法第199条第14項)(監査結果措置状況の報告・公表) 「監査委員から・・・監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会・・・その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果として措置(・・・)を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならな い。この場合において、監査委員は、当該通知の内容を公表しなければならない。」